

## ○戸籍法

(昭和二十二年十二月二十二日)  
法律第二百二十四号

第十条 何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事

項に関する証明書の交付の請求をすることができる。

② 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

③ 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

④ 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。

第十二条の二 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、

直系尊属若しくは直系卑属は、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。

② 前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に限り、同項の請求をすることができる。

③ 第十条第四項の規定は、第一項の請求をする場合に準用する。